

原子力規制委員会

令和元年度第2回政策評価懇談会

原子力規制庁

原子力規制委員会
令和元年度第2回政策評価懇談会 議事録

1. 日時

令和元年11月22日（金）14：00～15：39

2. 場所

原子力規制庁13階会議室B・C

3. 出席者

飯塚 悦功 公益財団法人日本適合性認定協会理事長 東京大学名誉教授
大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部教授
亀井 善太郎 PHP総研主席研究員 立教大学大学院21世紀デザイン研究科特任教授
城山 英明 東京大学公共政策大学院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授

原子力規制委員会

更田 豊志 委員長

事務局

荻野 徹 長官
片山 啓 次長
櫻田 道夫 規制技監
村山 綾介 政策立案参事官
本橋 隆行 総務課監査・業務改善推進室長

4. 配付資料

資料1-1 第2期中期目標の骨子案

資料1-2 藤田委員からの御意見

机上配付1 政策評価懇談会の開催について（開催要領）

机上配付2 原子力規制委員会政策評価懇談会委員名簿

机上配付3 原子力規制委員会第1期中期目標

5. 議事録

○村山参事官 それでは、定刻になりましたので、これより令和元年度第2回原子力規制委員会政策評価懇談会を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、更田委員長から一言御挨拶を申し上げます。

○更田委員長 先生方、本日は御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の議題ですけれども、政策評価懇談会（懇談会）ではありますけれども、議題は次期中期目標の骨子案について御意見をいただきたいと考えております。

原子力規制委員会（規制委員会）では、独自のマネジメントシステムとして複数年の中期目標を設定して、これに基づいて、毎年度、年度の重点計画を策定することによりPDCAを回しております。法律に基づいて、政府共通に行われている政策評価とは別のものではありませんけれども、中期目標と政策評価の施策を共通化することによって、PDCAをより実効性のあるものにしようとしております。また、中期目標は向こう5年間の政策の方向性を内外に示すものになります。このため、適切な中期目標をつくることが重要ですが、その作成の過程で先生方の御意見をいただくということは、非常に重要だというふうに考えております。

本年6月の懇談会で、事務局から報告を受けた上で、それぞれ御意見をいただいたところでもありますけれども、現在、骨子案が、これからお示しするような構成になっております。この骨子案について、私どもの規制行政全般について、さまざまな御助言をいただければ幸いと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○村山参事官 ありがとうございます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、議事次第の4.のところにございますように、資料1-1が中期目標の骨子案、資料1-2が、本日、御欠席の藤田委員からの御意見。それから、既にオープンになっている資料として、机上配布資料1、2、3というものがございます。もし、過不足がございましたら、事務局まで御指摘いただきたいと思っております。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。

五十音順に御紹介させていただきますけれども、飯塚悦功先生、それから、大屋雄裕先

生、亀井善太郎先生、城山英明先生。藤田由紀子先生と町亞聖先生は、本日、御欠席でございます。

それで、議事に入っていただくこととなりますけれども、座長について、この場で選任をお願いしたいと思います。

事務局といたしましては、飯塚委員に座長をお願いしたいと考えておりますけれども、皆様方、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○村山参事官 ありがとうございます。

それでは、以降の進行は飯塚座長をお願いをしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○飯塚座長 それでは、以降の進行を務めさせていただきます。御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議題1の次期中期目標についてですが、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○村山参事官 政策評価担当の村山でございます。

資料1-1を御覧ください。第2期中期目標の骨子案（主要な項目）ということで、現時点での中期目標の構成を一枚紙でお示しておりますけれども、先に経緯を簡単に御紹介させていただきます。

この資料の8ページ目を御覧ください。参考1、次期中期目標策定に係る主な経緯というものですけれども、一つ目でございますように、本年6月の原子力規制委員会で、次期中期目標期間のキーフレーズについて、事務局から報告して議論がなされました。その後、6月14日の政策評価懇談会におきまして、このキーフレーズについて懇談会の先生方より御意見をいただきました。

その後ですけれども、3. にありますように、10月の原子力規制委員会で、政策評価懇談会でいただいた意見の概要と、それを踏まえた次期中期目標の構成案を報告いたしまして、委員間で議論がなされました。その結果、中期目標の構成について各委員から案を提示するということになりまして、10月、そして11月と、原子力規制委員会の場で議論がなされております。今後、遅くとも年度内には中期目標を策定する必要がございますけれども、現時点の中間的なものではございますけれども、この資料1-1という形で骨子案をまとめているというところでございます。

骨子案の柱建てといたしましては5つございます。1. が、独立性、透明性、適正性の確

保と継続的な改善を進めるための安全文化、2. が、原子力規制の厳正かつ適正な実施及び継続的な改善とこれを支える基盤技術の強化、3. が、核セキュリティ対策の強化と保障措置の着実な実施、4. が、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明、5. が、放射線防護対策及び緊急事対応の的確な実施とこれらの継続的な改善ということで、現行の中期目標は六つ、柱がございましたけれども、現時点で、次期の中期目標の骨子としては、この五つの柱を考えております。

現時点で考えている内容について、2ページ目以降に記載してございますので、説明させていただきます。

まず、前文と書いてございますけれども、前文そのものはまだ記載してございませんが、第1期の中期目標には、こういった前文というものはございませんでしたが、第2期については、何がしか前文を書き込んで考え方を示してはどうかと考えております。

中期目標期間でございますけれども、これは現行の計画5年間となっているのを踏襲いたしまして、2020年4月からの5年間とさせていただきます。

その次の組織目標ですけれども、これは現行の中期目標と同じ目標を掲げております。原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること。

この後が、この5本柱と、あと、それにぶら下がっていく個別施策の説明になります。

一つ目が、独立性、透明性、適正性、それから安全文化というところでございますけれども、その下の「(戦略)」というところから説明させていただきます。

(1)が独立性の確保と透明で開かれた組織の実現ということで、独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うこと、情報の開示を徹底すること、多様な意見に耳を傾けていくこと、また、事業者や立地自治体等のステークホルダーとのコミュニケーションを改善していくことといった目標でございます。

(2)が、規制機関としての安全文化及び核セキュリティ文化の確立。この中で、福島、東京電力福島第一原子力発電所の事故から、当然、当たり前ではありますけれども、日々その時間がたっているわけございまして、そういったことを踏まえて、事故の体験や教訓を確実に次世代の職員に継承していくこと、また、前例主義や規範主義に陥らず、常に本当に安全なのかということ問いかけ続ける組織文化をつくっていくこと。また、安全文化、核セキュリティ文化の取組を継続するとともに、その水準を自己評価してみるということもここに掲げております。

(3)が、国際コミュニティにおける活動ということで、IAEA等の国際機関との協力、あ

るいは、アジア地域の多国間の協力、あるいは、主要な原子力先進国との二国間協力などをやっていくということでございます。

次の3ページ目に参りまして、(4)ですけれども、マネジメントシステムの改善ということで、IRRS、これはIAEAが行っている規制機関向けの評価のサービスでございますけれども、その指摘なども踏まえて、実質的な業務の改善につながるようなマネジメントシステムを備えていくということでございます。また、業務の質の向上につながるように、組織全体でマネジメント関連文書の整備を進めていくということも掲げております。

(5)が、厳格な公文書の管理、組織体制の改善、それからバックオフィス体制の構築というもので、1ポツ(●)が公文書の作成、整理、管理をしっかりとやっていくということでございます。2ポツが、この原子力規制庁(規制庁)本庁のみならず、各地にございます原子力規制事務所を含めた規制委員会全体として、組織のポテンシャルを最大限に発揮できるように、組織体制、人員体制の資源配分を適切にやっていくということでございます。バックオフィス機能の充実につきましては、例えば旅費の手続きでありますとか、自動化できるようなもの、あるいは外注できるようなものについて抜本的な改革を、効率化を図っていくというものでございます。

(6)が、法的支援・訴訟事務等への対応でございます。まず、一つ目が規制業務その他の原子力規制委員会の所管行政が法的な観点で適正に行われるということを担保するための取組を行っていく、また、行政訴訟等の訟務対応についても、関係機関と連携して適切に対応していくこと、また、こういった法令関係事務の能力についても人材育成をやっていくということでございます。

(7)、(8)、いずれも人材育成の観点の目標でございますが、(7)のほうでは、まず、職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、といったことを掲げております。これに基づいて、原子力規制委員会、規制庁の職員が、しっかりと公務員倫理を守って、しっかりとその職務に専念していくということでございます。それから、新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保していく。また、採用後の育成については、OJTに加えまして、体系的な研修をやっていく。その際に身につけるべき能力として、行政的な事務能力であるとか、専門技術的な能力、ほかにも国際業務であるとか、危機管理であるとか、それぞれの能力がございますので、そういったバランスをきちっと考えていくというものでございます。育成の次の任用といったしましては、職員に適切なキャリアパスを提供していくということで、能力を発揮させ

るという目標でございます。その次に、業務上の相談や助言が効果的に実施できるように、職員相互の会話を円滑化する仕組みを整備・運用するということで、庁内で、いろんな専門的な知見を持っている職員がいるわけでございますけれども、具体的に、どこの誰が、どういったことに詳しいかということを見える化して行って、中で、この技術的・専門的なアドバイスが円滑にできるような、そういう仕組みを考えていきたいというものでございます。

(8)のほうで、規制庁内に研究職員がいます、この研究職員が研究を進めていくために研究環境を整備していくというものでございます。

以上が一つ目の柱でございます。

4ページ目に移りまして、二つ目の柱、原子力規制の厳正かつ適切な実施及び継続的な改善とこれを支える基盤技術の強化でございます。

戦略の(1)が、原子炉等規制法に係る規制の実施ということで、これは法定の審査・検査を厳正に実施するということ。ただし、核セキュリティや保障措置に係る規制も同じ法律に書かれているわけですが、これについては、三つ目の大きな柱のほうにまとめております。さらに、事業者による安全性向上評価を適切に確認して、自主的取組を促していくこと、原子力施設のトラブルについて、原因究明等適切に対応すること。また、使用済燃料の保管について、より安全性の高い乾式貯蔵のほうに促していくこと、こういった目標を掲げております。

(2)が、最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善、(3)も同じ、新知見ということは同じですが、新知見の獲得とその規制への反映ということで、内外の最新の情報や、我々自身の審査・検査の経験、さらには、我々自身が実施している安全研究の中で得られた最新の知見のうち、規制に反映すべきところのものについて適切に反映していくというものでございます。

(4)が、改正原子炉等規制法の着実な実施ということで、来年度から導入される原子力規制検査や品質管理体制の強化について、円滑に立ち上げを図るというものでございます。

(5)は、規制活動の継続的な改善ということで、1ポツは、審査状況・課題の明確化を図っていくということ。また、バックフィット制度について、円滑に運用できるように体系化を図っていくということ。3ポツが、リスク情報を活用して、いわゆるグレーデッドアプローチを積極的に適用していくというものでございます。

5ページ目に移りまして、(6)が廃棄物の処理・処分の進展に対応した規制ということで、

事業者側の廃炉や廃棄物処分といったことの進展に応じて、規制側としても必要な基準の策定であるとかの対応を進めるというものでございます。

三つ目の大きな柱が、核セキュリティ対策の強化と保障措置の着実な実施でございます。

(1)が、核セキュリティ対策の強化ということで、核物質防護に係る審査・検査を厳正にやっていくと。新たに、放射性同位元素等について防護規制が加わっておりますので、これについても、ここでまとめておりますけれども、着実な実施、定着を図るということ。

(2)が保障措置の着実な実施でございます。IAEAとの保障措置協定等を誠実に履行して、国際社会の信頼を確保していくというものでございます。

(3)が、いわゆる3Sのインターフェースの強化ということで、安全対策、セキュリティ対策、保障措置は、他方に干渉する場合がありますので、業務上のルールなど情報の共有等、インターフェースを強化していくというものでございます。

四つ目の柱が、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明でございます。

戦略の(1)が、廃炉に向けた取組の監視ということで、東京電力の実施計画の審査、また、規制当局として中長期的にリスク低減を促すように指導していくというものでございます。

(2)が事故の分析ということで、継続的に事故の分析を実施するという。また、6ページ目のほうになりますけれども、廃炉作業と事故分析のために必要な調査作業との整合を図るために、関係機関と積極的に連絡・調整を行うというものでございます。

(3)が、この1F周辺の放射線モニタリングの実施ということで、総合モニタリング計画に基づいて、引き続き実施するというものでございます。

最後、五つ目の柱が、放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施とこれらの継続的な改善でございます。

戦略の(1)が、放射性同位元素等規制法に係る規制の実施ということで、これは原子炉等規制法とパラレルになりますけれども、法定の審査・検査を厳正にやっていくこと、あと、それと規制の見直し、最新知見の取り込み、グレーデッドアプローチの適用といったことも同じように目標には含まれると考えております。

(2)が放射線防護対策の指針ということで、ICRP等の最新の知見を適時に規制に反映していくということ、また、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち、濃度の比較的高いものからの放射線防護のあり方について、これは直ちに規制ということではないんですけ

れども、検討していくということ。

(3)が、放射線モニタリングの実施ということで、全国で平常時から放射線モニタリングを実施しておりますので、これを継続してまいります。また、緊急時モニタリングについても、訓練等を通じて強化を図って、体制の強化を図ってまいります。

(4)が、危機管理体制の整備・運用ということで、私ども原子力規制委員会自身の危機管理体制を整備・運用していくということ。加えまして、7ページ目になりますけれども、法律に基づく事業者訓練についても、事業者に多様な訓練、多様な事故シナリオを想定されること等によって、能力の向上を促していくということでございます。さらに、原子力災害時の緊急被爆医療体制の強化を図るというものでございます。

(5)が、原子力災害対策指針の継続的改善ということで、東京電力福島第一原子力発電所事故や、日頃の防災訓練で得られた知見などを適時に、原子力災害対策指針に反映していくというものでございます。

それで、先に資料の1-2ということで、藤田先生からのコメントをいただいております。個別施策についてコメントをいただいておりますので、事務局として、これに基づく検討をしていきたいと考えております。

説明は以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明、それから資料に対しまして、御意見・御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○亀井委員 ありがとうございます。

また、前回のこの政策評価懇談会での御意見を踏まえて、規制委員会、あるいは規制庁のほうでも真摯な御検討をいただいたようございまして、これについては感謝をまず申し上げます。

その上でなんですけれども、大きく分けて、ちょっと三つお話をさせていただきたい、三つというか、大きく分けて二つになりますね、二つになるかと思えます。

一つは、まず、その1点目のところ、資料1-1の1ページ目にあります、1. 独立性、透明性及び適正性の確保と継続的な改善を進めるための安全文化の向上・維持に関するところと、あとは、それ以外のところについて、少しお話をさせていただきたいと思えます。

中期目標というのは、基本的に、これ5か年のその目標であるというふうに認識しております。5年というのは、これを、その長いと考えるのか短いと考えるのか、これはいろんな考え方があると思うんですが、技術の変化や昨今のいろいろとそのリスクの変動というところを考えると、結構、まず、長いというふうには私は考えていいんじゃないかなというふうに思います。その長いという中で、ということは何を言っているかという、という、その技術変化だとか、あるいは、その研究の進化だとか、さらに言えば、そのリスクの変動が、何が起きるかわからないという中で言うと、その何かその物に投資をするというよりは、やはり、そのどうしても人が対応せざるを得ない場面というのが、いろんな意味であるんじゃないかなと、研究を担うのも結局は最後は人ですし、未開の領域に入っていくのも人でありまして、何かリスクが起きたときに、その想定している、していないとか、そういう問題ではなくて、そこに対して懸命に対応していくのも人であるのではないかなとこのように思います。そういう意味で、その全体の中の1番目の構成の中に、その組織であるとか、あるいは人であるとか、その組織文化とか風土とか、そういったようなものが込められているのは、まずもって大変評価をしいところなんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、ぜひちょっと申し上げさせていただきたいのが、前回の御指摘の中で、ぜひ、その規制庁の中でボトムアップでいろいろと、そのいろんな意見を聴取してほしいと、あるいは、そういう問題点提起を受けて、その目標というものを設定してほしいというような要望として、これは私に限らず、ほかの委員の先生方からも、多分等しく、皆さんからあったように記憶をしているんですけども、これは、恐らくそういったような問題意識によるものではないかなというふうに思います。

そういう中で、現行の今の組織のあり方というところで考えると、実はここは官僚、ある種、その何というか行政組織であり官僚組織なわけですけども、ですから、比較的その縦の系統が強い組織なわけでございますが、今のその世の中の組織って、基本的には、その、どんどんいろんな情報通信の進化だとかいろんなこともあって、その世の中はフラット化してきています。

さらに言うと、そのリスクだとか、あるいは精神的なものを取り入れるということであると、いかにそのフラットな組織をつくっていくか、昔の言葉で言えば風通しのいい、ただ単に風通しがいいだけではなくて、そのいろんなものが声が出やすいとか、新しいアイデアが出やすいだとか、これは危ないよみたいなことが、そのリターンの面でもリスクの

面でも、両方きちんと出てきたりだとか、そういうことが、そのつくられていく組織が恐らく望ましいんだと思うんですが、その文脈は、私はかなり踏み込んで書かないと、そもそもここは官僚組織ですから、なかなか伝わりにくいのかなと思っています。そういう意味では、原子力規制庁は大変新しい組織でありますけれども、ぜひそういうところにチャレンジするということは、もう一段踏み込んで書いていただいてもいいんじゃないかなというふうには考えております。

さらに言えば、ぜひ、組織が育つとか文化が育つこともそうなんですが、個が育つというのをぜひ書いていただきたい。個が育たなければ組織は絶対に育ちません。個がインセンティブをもって育つ、私自身が育つ、そして組織が育つというところを、同じそのディレクションのもとで、方向性のもとで一人一人が認識することができる組織というのは、これは今の官僚機構、ちょっとみんな元気がなくなっていて、一般論で申し上げれば、なかなかしんどい中で、規制庁に行くと、ここは自分も育つし組織も育つんだと、そこを感じることができる官僚組織であるというようなことが、これはぜひ、この5か年ぐらいの時間軸でいけば、これはぜひ取り入れていただきたい分野ではないかなというふうに思います。ここに書いてあること、至って、現時点で読むと当たり前のことなんですけれども、その踏み込みを書かないと、多分何の個性も出ないものになってしまう。そこをもう一段踏み込んで、血が通うものにぜひしていただきたいなというふうに思います。

血が通うものでちょっと思い出したのは、金融庁の平成30年に出した当面の人事方針というやつであります。あれは私、大変好きでして、なんでかといったら、だめ上司について具体的に書いてあるから。そういう、何がよくて何がだめなんだということを、明確にNGを示すぐらいのところまで踏み込んでいかないと、私は旧来のやり方というのはなかなか改められないし、やっぱり上司に言うのはやめておこうということが、結果的には、そのまさにこれからつくっていかなくちゃいけない新しい組織文化というところ、あるいは、個が育つというところにはなかなか向かっていかないとしますので、ぜひ、そこはお願いをさせていただきたいなというふうに思います。これが1点目。

それから2点目は、2番以降でもあり、1番にも関わるところなんですけど、前回申し上げた中で、その規制等の進化なのか、テーマの拡大なのか何なのか、云々かんぬんみたいな話があったんですが、ぜひこれ目標なので、今までやってきたことはこれで、じゃあ、ここをもうちょっと伸ばしていきますというのが何なのかというものを、文章でぜひ感じられるようなものにしていただきたいなというふうに思います。

というのは、具体的に、例えば、申し上げれば、適切かつ厳正に進めるとともに、それは当たり前でしょうという話なんですよね。何を新しくやろうとしているのかというところが明確に読み取れるものでないと、いつか、これは何か紙に書いてあるけれども額縁にこうやって飾っているものになるなど、これは新しくやるものなのであるということを職員の皆さん、あるいは、もちろんこれはステークホルダーである国民の皆さん、あるいは関係するさまざまな規制対象の皆さんが読んでわかるというのはそういうことだと思いますので、ぜひこれまでの5年間でやれたこと、それを新しくチャレンジすることというのは何なのかということが明示される形が望ましいのではないかなというふうに思います。

とりあえず、以上でございます。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

何かリアクションありますか。よろしいですか。

○更田委員長 一つ一つリアクションさせていただいていいのかどうかですけれども、ちょっと今、ぜひ申し上げたいところがあったのは、今、亀井先生のおっしゃった一つ目のポイントというのは、原子力規制委員会が発足したときに、私だけではなく、当時の田中委員長以下委員5人で話すと、委員5人は民間人といいますか、研究機関出身者や、あるいは外交官、大学の教官が、5人が官僚組織の上に降ってきて、私たちが何を話していたかという、名乗らない、そもそも官僚の人って名乗らない。職名を言ったりして固有名詞を言わない、それから報告書に部署名が書いてあるけど、誰のレポートと書かれてない。そういった意味では、個人を格納するような文化があって、さらに言えば、上司の前で、上司と一緒に私の前へ来ても、上司の前で部下が話さない。

ただし、一方で技術的意見に職位の上下もなく、もともと研究機関などでは、研究者の能力って、失礼に当たるかもしれないんだけど、私が強く感じているのは、研究者の能力って20代からせいぜい30代半ばがピークだと思っている、特に私のいた世界はそうでした。ですから、20代の若いのが話し出すと、おじさんたちはみんな耳を傾けて一生懸命に聞くんですね。というのは、一番革新的なアイデアやみんなの気づかなかったところを出してくれるのは20代、最も若い。ところが、官僚組織というのは、やっぱりヒエラルキーがきっちりしていて、大事なことは、最も直近の職位にある人が伝えに来るという形に、そこから、まず壊さなきゃいけないだろうと。

審査会合等々では、とにかく、その名乗って、自分の名前を名乗って、そしてとにかく全員発言しろと、職位は関係ないと。大分進んできて、大分カメラの前でも、それぞれの

職員が自信を持って語れるようになってきたと思います。ただ、この点は、その個を育てよう、それから、やっぱり自分の名乗りを上げて仕事ができるようにしたいとは、もう常々考えておりましたので、御指摘いただいたように、ぜひそれをエクспリシットに、明確に書けるようにしたいと思います。

それから二つ目、これ、変化量を示せということですよ。なかなか難しいと思いますけれども、できるだけ努めたいと思います。ただ、特に一つ目のコメントは、全くおっしゃるとおりと考えるので、ぜひ明確に書く工夫をさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○飯塚座長 ほかにございますか。

どうぞ、大屋先生。

○大屋委員 すみません、大屋でございます。

御説明ありがとうございました。この骨子案については、御紹介いただいたとおり、規制委員会委員の皆様方の議論があつて、こういうふうに編まれたんだというふうに承知をしておりますけれども、まず、ちょっと事務局に伺いたいのは、その際に、この5柱ですね、今回5本の柱、前回は6本だったのが減りましたということだったわけです。これについて、どのような観点からの編制をされたのかと。今回で言うと、4番については、これはちょっと特出しというか、福島は、これは重点目標ですということで別立てだと思っておりますが、ほかについては、例えば重要度別もあるのかもしれませんが、組織別とか、分野別とか、いろんな編制の仕方がある中で、どういうものを基本理念として選ばれたのか、この点をまず伺いたいと思います。

○村山参事官 政策評価担当の村山です。

委員同士の議論を踏まえた結果として、こういう構成になっておりますけれども、私どもの理解といたしましては、主要な、大きなミッションのくくりごとに分けられているのではないかと。一つ目が、人材といったものが入っておりますけれども、一番大きな、その組織全体を支えていくということ。

ちょっと飛びますけど、三つ目というのが、核セキュリティというのは、特に国際的な関心事項でもございますので、そこは一つのくくりとして出す。四つ目の東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の関係については、これはもう規制委員会発足のそもそものきっかけとなった重要な事象ですので、これについては特出しをします。

その上で、残るその規制業務であるとかモニタリング等について、原子力の規制の固ま

りと、あと、放射線防護の固まりといいますか、大きなミッションを設定して、我々、原子力規制委員会の下、規制委員会を支えるその規制庁の組織立ても、こういったミッションがもともとございますので、概ねそれに合ったような形にもなっていると。そういうような5本柱になっているというふうに事務局のほうでは考えております。

○大屋委員 ありがとうございます。目標の構成要素って、誰が、何を、どこまでやるかだというふうに思っています。これは、亀井先生の第2点の指摘とも関わるのですけれども、誰が何をやるかというのは、この骨子案でかなり明確に示されていると思うのですが、やや見えない要素になっているのは、どこまでかということである。これは、前回懇談会の指摘として挙げられている中の第1点ですよね。結局、やることの中に、求められるレベルが大分違うものが混在しておるでしょうと。

つまり、例えば、今回の文書の3ページに挙げられているものの中でも、例えば、(7)の1ポツの、職員が、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、規律を守って、職務に専念すると、これは当たり前であって、当たり前でというか、100%粛々とやっていただくべきだし、やらないといけないものである。逆に言うと、100%以上の超過達成ってあまり考えにくいですよというタイプのものです。

行政事業レビューとの関係で私がいつも例に挙げるのは、気象庁さんのアメダス事業というやつで、あれは365日、24時間、あらゆる地点で観測に成功するのが最大限の達成で、それは粛々とやればできるけれども、粛々とやっていただかないとできない。そこにアウトカム指標を設定しろというふうに行革事務局が言ったので、頑張っただけで彼らが設定したのに、僕は無駄だからやめてくださいと言ったんですけども、彼らの仕事は、そこまでを100%やることであって、それをどう使うかは別の部局とか社会の側の問題でしょうというふうに分けられるべき課題ですよ。こういうのも片方にあります。

それから、(6)の2ポツ目の訟務対応のように、そもそもあるかないか自体も社会の状況によって変わりますよね。あればきちんとやらなきゃいけないし、なければなしでもいいんですよというタイプのものもあると思います。それに対して、例えば、(7)の4ポツ目、職員に適切なキャリアパスを提供して、能力を発揮させ、組織のパフォーマンスを最大化すると。最大化というのは、何が最大か、最大の数字なのかよくわからないですけども、とにかく、先ほどの個の確立であるとか、各自が活躍できる状況を整えるということ言うならば、これは、あまり上は、上限は考えにくい。頑張れば伸びるし、1人の人間が120%、150%も花開くことができるかもしれないというような課題であると。このように、

さまざまなものが現状では混在してしまっておりますよねというのが、まず一つ目の確認だと思います。

ところで、私自身ではわからない話をするんですが、民間企業の方なんかにお話を伺うと、企業の組織編製の原理というのは、大きく、例えば事業部制と機能別組織というのがあるんです。機能別組織というのは、法務なら法務、経理なら経理ということで専門家が集まって、それぞれの組織をつくります。これのメリットは、その専門性のある人がきちんと1か所に集まって、淡々ときちんと仕事ができるということであるけれども、デメリットは独善に陥ると。あるいは縦割り型で、よくあるんですけども、御商売の事情を鑑みずに、うちは数字のことだけ合わせるんだから、経理の事情でこういう書類を書いてくださいというふうに怒られるんだと、こういうものが発生すると。

事業部制というのはそうじゃなくて、ビジネスの分野ごとに、例えば北米事業部とか、南米事業部というふうに切っていくって、その中に、それぞれに例えば法務とか経理とかを持ちますというタイプである。メリットは、その事業の内部での意思統一が非常に迅速で、統一した方向性が形成される。デメリットは、その事情で、これがベストだと思ったことが、例えば全社的にベストかどうかわからない。北米の事情で、これでいけるでしょうと思ったら、日本のコンプライアンスではだめなことをやっちゃっているというようなことが考えられるんだというお話でございます。

これ、どっちがいいんですかと聞いたら、そのお話を聞いた民間の方の御意見は、はっきりと言って一長一短です。もう一長一短なのもわかっています。だから我々は、例えば、もう10年に1回とか20年に1回とか、両方の組織を入れかえて部局を再編制して、洗い直すんですという、何か式年遷宮のようなことを伺ったんですが、もう一つは、それをやるのと、あと、ただ、横串なり縦串なりを通すという仕組みを考えます。つまり、事業部制組織を形成するなら、法務担当者の連合体みたいな会議をつくって、常に意思統一をします。あるいは、機能別編制をした場合には、地域戦略を練る会議というのをつくって横串を通しますと、そういうことをおっしゃっていました。

何のためにこんな話をしたかというのと、これ、結局、編制原理の問題で、誰が、何を、どこまでやるかというのは三次元ありますから、こうやって文章の形に落とししたときにシリアルには書けないはず。どの順番に並べて、どれを書く、その順番には編制されないという形でしか表現のしようはないと思いますので、どちらをとるとというのは、今のどこまでやるか別編成を考えるか、誰がやるか別編成をとるかというのは、これは現場の感

覚で、このほうが自分たちは楽だというものでおやりいただければいいと私は思います。それはそれでいいのですが、ただ、その編成をとったときに隠れてしまう、どこまでやるか情報を、何らかの形で可視化していただきたい。それは、できれば、やはりこの骨子案自体でなくてもいいですが、中期目標に落とすときに、きちんと文章なりマークなりで、これはこういう位置づけですよと、先ほどのどこまで達成を目指すのかという差分を示せという要求と重なってくるのですが、それをきちんと明示していただくほうがいいです。

あるいは、例えば、表という形で、これこれ、それぞれ課題があるけれども、それぞれの課題の深度は、目指すべき深さはこのレベルですよというのを別表でつけていただくというような形でもいいかと思います。そこは御工夫いただくといいと思うのですが、何らかの形で、やはり課題ごとの性格の違いと、そこから導かれる達成目標の水準、どこまでやれば、我々は頑張ったというふうに言っていただけなのかということを中心に示していただくのが重要ではないかと思いました。

以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。私、そういうことに関して、よろしいですかね。

○更田委員長 ちょっとよろしいですか。すみません。

10月23日に、原子力規制委員会はこれを3回、規制委員会でこの議論をしておりますけれども、その最初の規制委員会のときに、その前にキーフレーズの委員会はあるんですけれども、そのキーフレーズについて、政策評価懇談会の先生方からの御意見とともに、事務局から骨子案が示されました。その骨子案は、大屋先生の言葉をおかりすると、どこまで別になっていたんです。委員の中には、どこまで別を支持する者と、私が代表格で、どこまで別にアレルギーを感じると言ったら、某業界紙に書かれてしまいましたけれども、誰がやるんだ別のほうがずっとわかりやすいと思うんです。

そこで意見がまとまりませんでしたので、各委員が、それぞれ柱建てを紙に書いて集まろうと。集まった結果、多少の妥協というか協議の結果でありますけれども、今お示しているものの柱建ては誰が別になっています。そのときに、今度、事務局と相談をしていたのは、誰が別になったら、今度はどこまでが隠れてしまうから、そうするとどうしようかと。今、事務局と話をしていたのは、例えば、チャレンジングなものや大きな飛躍を求めるものには、例えばハートマークでもつけるかなと、そういうようなことを話しているのは事実です。ですから、そういった意味では、この柱建てとは別に大きな変化を伴うも

の、肅々で行うものというのは、何らかの表現の工夫はさせていただきたいと思います。

それから、組織編成ですけれども、原子力規制委員会、原子力規制庁は、やはり、どちらかというと事業部に近いように思っています。事業部別になっていると思います。ですので、各事業部が法律の専門家を置き、あるいは技術の専門家を置きと、これは仕事の性質上いたし方ない部分ではありますが、それぞれの個の専門分野を育てるためには、おっしゃるように研究会でも何でもいいですけど、横串の連なりみたいなものを設けていくというのは、これは5年単位の目標にはちょっとふさわしいのかもしれない。

ありがとうございました。

○飯塚座長 私、ちょっと申し上げようと思ったのは、大屋先生からあったように、普通に企業でやっているこの中で、一つは、今つくっている組織構造に応じて、それぞれどういう課題があるかというふうに書いていく。もう一つは、その組織をクロスファンクショナルで見るといいですかね、横串で見たときに、どういう課題があるかということをちゃんと明示するというような感じになっています。

もう一つはこれは、そういうことで動くように組織運営がなされているはずなんだけれども、それで動かないような、リソースの必要なものに関しては、戦略的というか、方針というか、目標管理という形で特出しをして、特別のリソースをくっつけたりして進めていくようなものをプロジェクト的に動かしていく。こんなものをまぜて書いていくということになると思うんですよ。今日のこの5つの柱を見ると、多分1番がクロスファンクショナルもしくはベースになるようなことを書かれていて、それ以降は、多分その組織の構造に従ったような、そのミッションかな、別になっているということだというふうに思います。

ですから、どういう、誰がということに関しても、その二次元は少なくともあるということ。それから、どこまでということに関して言っても、実は、それぞれについて、ちゃんとその線を引くべきなんですよ。いつまでにこういう状況にしたいのか、フェーズ概念といいますか、考えるようなことが必要なのかなというふうに思っています。それをお考えになったらいかがかなというのは思いました。

そのことを、実は前文のほうにも反映してくるわけで、自分たちは第1期に何やってきて、どういうふうなことを教訓として学び、どういう状況認識をしていたと、これを考えた場合に、こういうことが考えられるから、こんなことが課題になってくるというふうに思われると。それで、こんな柱を建てたというのを多分前文に書いてほしいと思って、そ

の筋書きが何か見たかったなという感じが実はします。それがあると、今日のこの説明、ものすごく簡単だったんだよというような気がいたしましたよ。

でも、多分皆さんが、この構造に関しては、きっといろいろ思いがあって、それこそみんながわかるように、藤田先生からも、誰でもわかるようにと書いているのも、ちょっとそういうニュアンスも、この構造の問題もあるかなというふうに思いますので、少し考えていただければいいかなというふうに思います。

○更田委員長 飯塚先生のお話を伺って、これを見て思ったのは、それぞれの項目はマチュリティが違うんですね。もう十分に経験を積んできていて、成熟したそのワークフォースがいて、さらに飛躍しようとするものと、まあ平たく言っちゃうと手をこまぬいて、どこから手をつけたものかというようなものと、ですから、マチュリティの違うものを同列に並べているので、そこは、やはり何かその違いを別途示す必要はあるのだろうと思います。

ありがとうございます。

○城山委員 幾つか、じゃあ感想といいますか、コメントを申し上げたいと思います。

一つ目は、まさに今、議論していただいた構造の話で、最終的な構造は、先ほど飯塚先生が言われたように、多分、2以降のところは、事業部制というか、活動別になっていて、1が共通項ということなんだろうと思います。今、手元にいただいた中に第1期のやつがあったんで見てみると、端的に言うと、恐らく第1期にあった、その技術基盤と人材基盤の話をばらして、人材基盤は1に持って行って、技術基盤は規制のところを持っていったという、そういう構造になっているということと、あとは、その事故調査の話の一つ落としとして、かわりにセキュリティの話をちゃんと安全規制の後へ持ってきたという、多分そういう構造だということに理解をしました。

その上で、ちょっとその個別のところに関する若干コメントなんですけれども、これはいろんな方が言われましたけれども、人といいますか組織体制の話を1で正面に持ってきてというのは極めてよかったんだろうと思います。逆に、少なくとも5年間運用してきて、どういう課題があるかという、あるいは、それをどうしようかということで、いろいろ悩まれているということも含めてわかるような文章というのが幾つか入っていて、そういうのを含めて、組織体制をどうするんだというのは横割りの、まさに大きい課題であるということに認識しているということにはわかるというのはいいことかなと思います。

若干、研究者で外在的な立場で言うと、いろんな経緯はあれ、1,000人規模の規制庁が

できるというのは極めて実験的なことで、日本の場合には、常に、その最後の言い訳は人がいなかったんだということで、言い訳のできる構造になっているわけですね。OECDの調査なんかでも、人口当たりの公務員数とかGDP当たりの公務員数は極めて少ないのは確かです。全部合わせて日本には50万人しか公務員はいない、国家公務員はいない世界の中で、1,000人規模のきちっと組織を新しくつくって、逆に言うと、そのために、その中で人材養成はどうなっているか、資格制度をどうつくるかとか、多分いろんな実験ができるようになってきている。もちろん、いろんな経緯で、いろんな多様な人が来ているので、多分整合的な組織をつくるというのは極めて難しい面もあるかと思いますが、その中で、いろんな試みをしていけばいけないし、今しつとあるんだということが分かるというのはすごく重要なことだと思います。

多分、何が比較対象になり得るかなと思ったのは、ちゃんと調べていませんが、先ほど話が出た、多分、金融庁ぐらいで、90年代にいろんな問題があって、金融庁という巨大な独立組織をつくったという、本当に、多分ここぐらいなので、そういう意味で言うと、日本の行政組織としては極めて実験的なことをやられることになるので、それはすごく重要なことだなというふうに思いました。

その上で、先ほどのその事業部制と横串との関係で、どこまでやるかという話との絡みで言うと、多分、例えば、一般論で(7)のところに、行政能力、技術能力等のバランスが必要であるとか、特に(7)の最後のポツの、その職員相互の会話が円滑にできるような仕組みをつくるという、すごく具体的なので何となく雰囲気はわかるという感じがしますが、こういうのはすごく大事なんだと思うんですが、逆に言うと、やっぱり、じゃあ今の状況を見据えて、一体どういう専門性を、どのぐらい強化する必要があるかという、何か具体的なイメージがやっぱり少し欲しいなあという感じがします。

恐らく当初の時期であれば、多分新規制基準をつくって、とりあえずそれを適用するというのが多分重要フェーズだったんだろうけれども、いろいろな機会にお話を伺って、今だと検査の話だったり、あるいは、ここでもその2.(6)で出ていますが、廃棄物の処理・処分ですね、少なくとも廃炉とかいろんなものが出てくると。そうなってくると、多分、必要とされる専門性というのは多分変わってきている可能性もあるので、そういう意味では、単にどこに何があるかだけではなくて、今後、何をどのぐらい専門性を強化するかというようところが具体的にもうちょっと書かれると、さっきの、その横串と縦串の関係みたいところがわかってきていいのではないかなという印象を持ちましたというのが組

織に関する部分です。

それから、二つ目の、この原子力の規制の厳正かつ適切な実施は、まあ文章で書くと、こう書くしかないのかなという気はするんですが、他方、すごく大事なものは、先ほど更田委員長も言われましたし、どこかでも伺った覚えはあるんですが、多分、基準策定プロセスも平場でやるみたいな、何か外から来た委員のひと、その中の規制庁の人が、その事務局とその委員という感じではなくて、ある程度お互いに意見を平場で言い合うような形になるべくするようにされたとか、先ほどのその若い人もちゃんと発言されるようにされたというのはすごく大事な点だと思うので、そういう、そのプロセスのマネジメントの仕方自身が変わりつつあるし、そういうものをきちっと根づかせようとしているんだというのはすごく重要なメッセージだと思うので、何か、そういうことが言葉で書けないのかなという感じがしました。

それは、多分、言葉としては厳正かつ適切という言葉で書かざるを得ないんだと思うんですが、単に厳正であればいいというものでもない世界で、やっぱり双方向で、場合によっては事業者との関係も含めて、いろいろレスポンスに動くことは必要なので、何かそういうふうに変えつつあるんだということを、むしろ言っていただくといいのかなと。たしか前回に伺った話によると、新しい検査制度を入れるためにアメリカに行かれたりとか、現場でいろいろ試行錯誤されているなんていうのは、結構そういう話に関わってくる話だったような気がするので、そういうことは少し書いていただけるといいかなという感じがしましたというのが2. の規制のところの話です。

若干プラスアルファで言うと、その5. の防護対策と緊急時対応なんですが、緊急時対応って、やはりかなり大事な要素、防災の話は規制委員会が担っている機能はある部分ではありますけれども、多分、何か起こったときにどうするかということを考えると、社会全般として言うと、規制委員会だけではなくて、基本的には内閣府なのかもしれませんが、そこがどういうふうな準備がされているかって、やっぱりすごく大事なところなので、何か、ここは何か、もうちょっと書き込んでいただいてもいいのかなという感じがいたしました。

これも第1期のやつを見ると、断片的ではあるのかもしれませんが、その複合災害対応だとか、国とか地方自治体が主催する防災訓練にも参画するみたいなことが書いてあって、つまり、自分たちのテリトリーだけじゃなくて、ほかとの連携をきちっとやるんだというメッセージが、多少そういうところが伝わったと思うんですが、若干今のバージョンだと、

そこが少し弱いのかなという気がします。防災対策指針は連携してつくるとなっているんですが、これは指針の話なので、むしろオペレーションのところでも多分いろいろ連携してやる必要があります、そのときに、今は事業者訓練に参加するという話は書いてあるんですが、その()の1ポツ辺りは、さまざまなシナリオの防災訓練を企画、立案、実施すると、これだけだと、何か自分たちが企画、立案、実施するものだけに限られちゃうイメージがあるので、もうちょっと連携してやるようなものも入ってくるといいのかなと思ったというのが、この防災のところです。

あと、すみません、一つだけ、あと言い忘れましたが、これも、前に何かの機会のときに委員長が言われていたと思うんですけども、その、1. の(8)の研究人材の話というのは、やっぱりすごく大事な話だろうなと思いました。ある種、その安全を支えるような、基本的なその専門知識体系を一体どこで維持するのかとか、どうやって維持するのかというのは、多分、規制庁だけではなくて、政府なり国全体としての課題で、多分、その規制庁が数が多くなったとはいえ、そこだけではできない。外との多分連携も必要だし、他方、これは前に更田委員長が言われたと思いますが、あまり霞ヶ関に近いことによる弊害というのもあるので、適度な距離をとって勉強してもらおうということも大事なので、何かそういう、その外部とつながった形で研究人材を養成するというのはすごく重要ななと思います。だからここも、逆に言うと、じゃあどういう分野で、どういう規模で、どういう形でやっていくのか辺りの、少し具体的なイメージがはっきりすると長期の話ともつながっていくのかなというふうに思いました。

以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

○更田委員長 ごめんなさい、いや、毎回私がお答えするものでもないですが。危機管理体制については、実はこれは規制委員会側で言うと、危機管理体制で思い悩んで、議論してというところが相当の部分をお占めするんですね。日常の業務そのものではないにしても、個別な判断なり、その体制を強化するというのは、ずっと続けていかなければならないことと、それから事業者側との、オンサイト対応に関しては事業者という相手が特定しやすいのですけれども、オフサイト対応となると、自治体とはもちろんですけれども、最後は人、お住まいの方々という形になるので、そういった意味で、その意思決定一つ一つの訓練でも、要素訓練みたいなものを、これからさらに充実させようとしていますけれど

も、その辺りが少し具体的に書き込めればというふうに思います。

それから、研究人材に関しては既に取り組み始めて、形になりつつあるのは国立研究機関、それから大学、そして原子力規制庁の3者でトライアングルをつくって、その中でということで、霞ヶ関に在るといっても確かに盛んに申し上げていたので、数は少ないですけれども、今、国立研究機関に人を送り込むことがようやくできるようになりました。それから、キャリアパスとして学位をとらせたいと思っていますので、これは大学の協力をいただいて、研究機関で研究実績を上げて、さらに大学での指導を受けて学位というのも今進めておりますので、少しそれも具体的に書きたいというふうには思います。

全体に、先生からいただいたコメントはちょっと、国会答弁的な書かれ方をしているのではないかと、私もちょっとそう、厳正かつ適切と言うとそんな調子ですので、そこは、やはり目標らしく書くようにはしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

○亀井委員 まだ、もう少し時間があるので、多分もう一周ぐらいするのかと思って、あれなんです、前回、その御指摘をさせていただいたところで、これ、すごく大事なと思っているのは、その信頼の確保というものを、どういう文脈を通じて、この原子力規制行政というのを行っていくのかということについて、これもちょっとずっと何か折々ずっと考えていて、これはほかのいろんなパブリックな意思決定だとか何とかというところをずっと見ている中でずっと考えて、私自身も、ずっとこれを考えていることのテーマの一つなんですけれども、そのパブリックな意思決定、公的なことに関する意思決定を、ここまで開示している行政機関というのは、私は多分、ここが一番、最も開示されていると思います。例えば、各省庁でやっている春の公開プロセスがありますけれども、どの事業を選択するかというレベルまで公開しているのは原子力規制庁のみだと私は認識しています。

でも、考えてみれば、これは私自身も、こういう場に参加をさせていただいてお話をさせていただくときに、全て記録が残るのだということを入念に入れながら話をしている、かつ、これは裏で話さなきゃいけないことというのはないんだというふうに考えて、それは、相手がいる場合には、多分、裏で話さなきゃことはある、外交だとか安全保障というのはそうだと思いますけれども、基本的には、パブリックなことを決めることについては、

公開されて、記録が残される、その上で私たちは話をしているんだという認識を持ってここで話をしていることがすごく大事で、これが私は信頼確保の一番の、何というか、一番ベースにある石垣のように思っています。

だとすると、ここから多分、もう一段工夫しなきゃいけないのが、これを後の人たち、つまり、これを後から評価するというのは次の国民なわけですよ。今生きている人たちもそうですけれども、次の世代かもしれない。その人たちが、そこで、言葉は悪いですが、これ、たくさん情報は出てくるんですが、情報の洪水とか垂れ流しになってないかというのが実はすごく大事なところで、後から見たときに、なるほど、例えばAがBになって、BがCになって、CがDになったんだなみたいなことを、どういうふうにたどることができるかというのが、実は私はすごく大事なことだと思っていて、それが実は、この中期目標の骨子の中で言うと、1番の項目の中にある独立性の確保と、透明で開かれた組織の実現であり、もう一方でマネジメントシステムそのものではないかなというふうに思っています。

ここを、ぜひ、何というか試行錯誤で構わないので、後の人が評価をするときに、どうやったら見ることができるのか、検証することができるのか。だから、すごく細かく見たら見られるではなくて、下手をすると、これ、すごく独善的な行政のやり方で言うと情報の洪水の中に埋めてしまうというやり方があるんですね、たくさんあって、もう見えません。これだと、何か一見公開はしています、You Tubeで流しています、いろんなことをやっています。それは正しいんだけど、やっぱり後から、その結局、なんでこういう決定を僕たちはしたんだっけということを検証することができない。

これは学術的にもそうなんですけれども、それができないという問題が生じてしまいますので、ぜひそういう、その検証することを想定しながら、どういう情報公開を、まずリアルにやるのが望ましいのか。あるいは、それを蓄積していったときに、どういうふうに、そのやっていくのが望ましいのかで、これは恐らくこれから多分、何か、そのビッグデータだ何だか出てくると、多分、情報技術が進んでいくと、これはいろいろとやりやすくなるのかもしれないけれども、そこら辺を想定しながら考えていけるといいし、多分、そういう5年間なんじゃないかというふうに時代認識的には思うものですから、ぜひそこは前向きに、特に一番フロントランナーで走っていらっしゃる役所でもあるし、そういう思いを持ってつくられた役所だというふうに認識していますので、ぜひ御検討いただきたいなというふうに思います。

○更田委員長 米国の規制当局の意思決定を後から振り返って、どういう議論があったん

だろうというふうに見ようとすると、検索性がすごく高くて、これは言語の特性の違いもあるんだろうと思いますけれども、NRCの文書というのは、NRC自身のホームページで探すというよりも、むしろ民間の検索エンジンに極めて的確にひっかかるようになっている。確かに規制委員会、規制庁も、議事録も含めて全て公開はしているんですけど、これを民間の検索エンジンになかなかひっかからないし、規制委員会、規制庁のホームページでは、これはまだまだ赤ん坊以下と言っていいか、もう本当に使いにくいんですね。

今、広報は随分これを苦勞して、なるべく、とにかく少しでもホームページの質を上げるだけではなくて、民間の検索エンジンにうまくひっかかるように工夫ができないか。先ほど申し上げたように、ちょっと日本語独特のところがありますけれども、検索性を高めるとというのがトレーサビリティという意味では重要だと思いますので、これも今、取り組んでいるものがありますので、それもぜひ目標として掲げたいと思います。

ありがとうございます。

○飯塚座長 いかがですか。

じゃあ私から、その信頼の確保、向上に関してなんですけれども、少し違う視点なんですけれども、実は、今月の初めに産経新聞で櫻井よしこさんが、『美しき勁き国へ』とかいうところで規制庁を批判しているコラムがあって、その冒頭に、僕の名前が出てきて、僕の高校の同窓生から、あれはお前かということと言われて、それは何かというと、その、規制庁は全く信頼されてないというふうに、ちょっと一文だけ引用されている部分ですね。それは一体どういうことなんだということで少し何かメールのやりとりがあったんですよ。

それで僕も、なんでこれだけ一生懸命出していて、結構その中立的にきちんとやっているのにということで、難しさの根源はどこにあるのかというふうにいる議論をしたときに、出てきたのは何か二つあって、一つは何かというと、その安全かどうかに関する主観性、あるレベルで、物理的にですよ、技術的にこのぐらい安全だとわかっているにしても、それを安全と感ずるかどうかというのは人によって違うということですね、この難しさがある。だから、今、お話があったように、こういうふうに決めたということに関して考慮すべきことは全部考慮しました、こんなことを。決定の根拠はこういうことでもありますということまでをちゃんと説明する努力をこれからもしていかなきゃいけないというふうに思いました。それ自体が正しくなきゃ、もちろんいけないですね。そういうことがあるなというふうに思いました。

もう一つは、決定するまでのリードタイムというのかな、灰色というか、その決めるまでに時間がかかったりしたときに、どっち側にしたほうがよろしいかと。今、何かというと、新たな基準で何かしようと思っているときには、今のが生きるのかな、ですかね、次が決まる、バックフィットはあるけれども、今は生きているんですよ。

例えば、別の言い方がいいな。刑事訴訟法だと、灰色は、疑わしきは罰せずじゃないですか。要するに無罪というやつには二つの種類があって、本当にアリバイがあって積極的に無罪だというやつもあるけれども、実はそうじゃなくて、有罪と言えないから無罪というようなものがあるじゃないですか。それと同じようにして、これが、その完璧に安全であると言えない限りは出さないんだというスタンスと、いや、さまざま考えたら、そうでなくてもやっていいんじゃないかというようなところですね。そのグレーゾーンにあるところに関して、どう判断するかということに関して、規制基準があるとは言いながらも、解釈のしよによっていろいろにこう読めることができるわけですから、そういう中で、どんなことが、どんなふうに判断していくかということに関して、双方から見てそれぞれ不満だという感じのところがあるような気がするわけです。

それで、だから、なんでその両方からね、八方から矢が飛んでくるかということに関する、そのやっていることの難しさみたいなものを認識して、それに対して何か、何らかのこの5年間でアプローチするよというようなことを書きたいなと思ったんですよ。難しいです。この2番のやつに書くのか、1番に書くのか、2番がいいのかなと思ったんだけどね、こういう中で私は仕事をしているんだけど、それを払拭するために、今言った、その考慮すべき事項は全部出します、何とか出しますというので、わかりやすくしますというのはありますし、それから、そのリードタイムに関しては、ちゃんと約束どおりやりますとかいうような、ちょっと言いにくいんだけど、何かないかというふうに思いました。もちろんね、その両方からわあわあ言われること自体が、規制庁はちゃんと仕事をしているという証拠なんだという言い方もできなくはない感じもするんですよ。この後でどういうふうにするのかね。信頼って一体何なんだということちょっと考えて、一度盛り込みたいなと感じ、私、これだけ覚悟してやっているよということを書きたいなという感じがしてしまっただけです。

○更田委員長　すごく正直に申し上げると、八方から矢が飛んでくるのも仕事のうちというふうに思っているところがありまして、というのは、やはり、利用側の議論で本来はあるはずですけど、利用側の意見がもう非常に大きく分かれている。その中で私たちは、そ

の規制を通じて、利用をする限りにおいて安全が確保されなければならないと考えている。原子力規制委員会が発足して、大きな判断をするたびに主要紙に社説等でも取り上げられるケースがありますけれども、同じ日の同じ判断に対して、時間がかかり過ぎるという社説と拙速であるという社説を同日に。この状況というのは、その利用に対する意見をそれぞれの主体が持っている以上は変わらないと思います。ですので、利用側の議論のあおりと言うとよくないかもしれませんが、規制がそれを受けているという側面はあると思います。ただ、一方で、私たちは私たちが、例えば、規制も一つの正当化のプロセスですので、何かを取るかわりに何かを失うというところがあって、その衡量というかバランスをうまく示し切れてないという部分はあるとずっと感じています。ただし、非常に難しいものなので、軽々に、その費用便益みたいなものに手をつけるというのはどうかなというふうにも思っております。

飯塚先生が言葉を選ばれるぐらいですので、非常に難しいものだと思っておりますけれども。

○飯塚座長 いやいや、私は、実は認証というか、認定機関にいるわけで、ある基準があって、基準に適合しているときに、これはちゃんとしているよということを証明書というのを出すような、そういうことをやるわけです。そのときの基本は何かというと、灰色は黒ですよ。どういうことかということ、能力があると認められなかったら能力があるとは言わないんですね。でも、刑事訴訟は逆でしょう。これが一体どこから来ているかということ、損害の少ないほうをとっているわけですよ、結局は。能はあるにもかかわらず、認められないということがあることのほうが、能がないのに認められて、みんなが使っちゃうほうが危ないからというのをやるわけですよ。全然違う価値観でやっているわけですね。でも、その価値観そのものはみんなだっけ受け入れているんですね。そうすると、結局、僕は、その信頼の状況です。この前、前回か言ったのは、専門性と、それから意図・魂胆のないことと、それから三つ目に価値観ということ、全然自分と違う結論を出してくるし、違う考えを言うんだけど、そこにある価値基準、価値観が同じだと思ったときに、その方たちの判断を信用するというか、受け入れるというところがあるという、ある社会主義論者から聞いて、なるほどなと思ったんですよ。

そうすると、規制庁は、こういう価値基準でやっているんだよということ、もう前面に出す、わかってもらうのかなと。その価値観を我々の、さまざま判断する価値観、価値基準みたいなものを明示する。それに従って清々粛々とやっていくんですということなの

かなという感じもします。

○更田委員長 直接のお答えになるかどうかですけれども、これは田中俊一前委員長のときから、田中前委員長自身も発言をされているし、私も、いまだに感じるのは、その利用側の議論、利用側の価値判断があまりにまとまっていないがために、その議論がこちらに持ち込まれているというような、被害者意識ではないんですけれども、ちょっとそういった感想を持っております。その原子力を利用するという選択がなされていない。その中で、ではというところですので、そこが、なかなかもどかしいところです。

○飯塚座長 どうぞ。

○城山委員 多少関わってくるかもしれないんですが、その最後は、やっぱり言葉にどこまでできるかという話だと思うんですけれども、これ言葉は、例えば5つの項目を見て、微妙に表現が変わっているところと変わっていないところがあるんですよね。

例えば、今議論していた、その2. のところの原子力の厳正かつ適切な実施というのは、これは変わってないですね。それから、次の核セキュリティ対策の強化と保障措置の着実な実施というのも変わってないですね。他方、どういうところが変わっているかという、4. の福島第一について言うと、前は、その廃炉の監視という書き方だったんだけど、今度は廃炉の安全確保と事故原因の究明というような、事故原因の究明というのを特出ししているというのが変化で、それから、5. の先ほどの緊急時対応については充実強化というのを、的確な実施というのに変わっているんですよね。

多分、変わったところって、多分それなりの意図があって、何となくわかるなという感じがしますし、それは評価できるかなと。例えば、単にその廃炉の安全だけではなくて、やはり、ある種、学習すべき大きな実験だったわけで、きちっと事故原因の究明というのをやって、場合によっては、要するに、その廃炉のプロセスとの調整も必要だというのを明示的に書かれているというのは、一つのミッションとして、こういうことをちゃんとやろうというのを明示化しているというのは意味あると思いますし、それから緊急時対応というのは、もはや充実・強化というよりかは的確に実施できるような体制、運用も含めて考えるんだといえれば一定の意思がそこで読み取れるんですけれども、上の二つが変わっていないというのはどういうことかというのがあります。

一つは、例えば、今の議論と絡むんですけれども、厳正かつ適切な実施というのは、何かわかったようなわからない言葉。つまり、厳正って、やっぱり厳しいですよね。かなり、なるべく慎重に考えましよう、予防、原則的な考え方で。適切なのというのは、ある種、

バランスをとりましょうと。これ、「かつ」で繋げるとというのは、一体どういうことなのか。つなげると、多分、まあ共通項を取れば、厳正になるのかなという気もしますが、ただ、適切でいつも配慮していますよという、まあ顔は見せているという、苦渋の決断だというのはわかるんですけど、まさに、この表現が果たして、その現状を、今後の方向性を示すのに適切なのかという、結構キーワード、国会答弁という話がありましたけど、キーワードかなと。

もう一つは、核セキュリティのほうが変わってないので。核セキュリティは多分従来は不十分だったので強化ということと、着実な実施というのかなと思うんですが、ある程度強化していったときに、その一方向的な強化という話で今はいいのか。例えば、今回は3.(3)で、今度はインターフェースの話が入ってきて、多分、場合によっては矛盾するときに調整しましょうという話になってくるので、単に強化ではなくて、ある種の、それこそ適切な実施みたいな要素も実は入っているわけですね。そうすると、ここのキーワードの表現というのは変えなくていいのかとか、あと、核セキュリティは着実な実施となっているんだけど、これと厳正かつ適切な実施というのはどういう関係にあるのかとか、多分この辺の表現をどうするかというのは、結構今の話の、多分、具体的な表れになるのかなと思うので、少し考えていただくといいのかなと思いました。

○更田委員長 何でもかんでも海外の例をひっぱってくるというのもあれですけども、米国の場合は、そのadequate protectionという言葉を使います。adequateなんですね、sufficientではなくてadequateなんです。そういった意味では、彼らは、そういったはっきりした言葉を持っています。私たちは、この「適切な」は多分に、ちょっとadequateに近いところがあるんですけど、厳正なって、これは、やはり原子力規制委員会設置法といいますか、設置のときの原点のようなものを反映させていて、それをandでつないだときに矛盾というのは確におっしゃるところなんですけど、ちょっと難しいですね、それは非常に。

それから、先ほど飯塚先生のおっしゃったことにもちょっと関連しますけれども、その基準の適合に対して見るときにも、エグゼンプションはないかということ、必ずしもそうではなくて、全てに適合しなければゴーを出せないというわけではなくて、やはり、その前提となる安全上の判断があつて、一部不適合があつても、許可できる場合、認可できるケースというのはあると考えていますけれども、ただ、かなりテクニク的には難しいですが、エグゼンプションというのは、米国の規制等々では割と、まますみ見られるところす

ので、これは私たちにも制度上不可能ではないというふうには考えています。

何か違っていたら補足してください。

○荻野長官 ちょっとよろしいですか。

○飯塚座長 どうぞ。

○荻野長官 規制庁の荻野でございます。

飯塚先生の御意見、御発言に関して、ちょっとお伺いしたいところもあるんですけども、ちょっといろいろ雑誌のインタビューなども読ませていただいて、八方から矢が来るという話があるんですけども、確かにその行政法ですので、許可法制なので、不許可でなければ許可みたいな形にはなりますけれども。ですから、そういう意味で罪刑法定主義に近いと言えば近いのかもしれないと、特権付与的な何か資格を与える仕組みとは基本構造は違うのですが、そうは言っても、非常にその厳正な審査が要求されるということで、あと、その規制委員会に法律上の仕組みとしても、規則の制定自体が非常に、かなり広範な技術的な裁量が認められていて、規制委員会自らが基準を決めているということがあるので、かなり厳しい基準にはなっていると思いますが、そうはいつても、どの程度のリスクを許容するかみたいなことが、世の中いろんな意見があって、というか、端的にかなり、二つの異なる立場があり得るんですけども。

ですから両方から、同じことについて両方から意見があるということなんですけど、それを、例えばまとめていくみたいなことが果たして規制機関の役割であるのか、それは社会の側の話であって、そこまで我々がやっていくのか、あるいは、それを少なくとも目指すということまで必要なのか、どうなのかということで、そこは、いろんな行政機関の作り方があって、例えば、あえて利用と規制をという行政機関を分けるということに価値を見出して、この組織が生まれたということもあって、規制だけやる組織で、まさにその魂胆なしだというところに重きを置いた組織だということもありまして、そういったときには、おっしゃるような世の中にいろんな立場があって、それをまとめていくというのは、それは国の役割かもしれないんですけども、そういうことが、ちょっと今の組織ではどうかなというところがありまして、そうすると、その飯塚座長のおっしゃる最後の点、三つ目の目標みたいな点は、どう考えたものかという気がするんですけども。

○飯塚座長 先ほど言ったように、難しさの根源はどこにあるかということ、それぞれに、その安全と思うところが違っているということであるわけですね。そのときに、こちらとしては、それを全部調整して何とかするというのではなくて、ある基本的な考え方、

僕は価値観という言葉を使いました、ある価値観に従って判断をしていますと。その価値観は何かというと、結局このことを決めるのに考慮しなきゃいけない事項はこれだけですと、基準ではこれだけ決まっています。しかし、我々の裁量権を使い、技術、専門性を使いながら、このことも考慮して決めています。ですから、いいか悪いかの判断に関しても同様に、これだけのことを考えて、こういうふうに決めましたということを出し続けるのしかないのかなというふうに思っています。だから、それをやっていくうち、なるほど規制委員会はそういうふうに分けているのかということ、これを受け入れる社会をつくっていくことだと思います。

福島事故の一番の反省は何かというと、結局は、いや、いろんな省庁にあったやつを一つにまとめるとありましたけれども、この人たちが判断したらみんな従おうぜという、そういう社会をつくりたいということじゃないかと僕は思ったんですよ、難しいことに関してね。何か決めなきゃいけないのに、わいわいがやがや議論していて進まないから、パッとこう短い時間にスパッと決めていくような、そういう機能が必要だというふうに思っているわけで、それが瞬時に全部の、100%そんなことはあり得ないわけですから。でも、筋の通った決定をし続けているということ、これを示すしかないのかなというふうに思っていました。

そういう意味で、現時点では両方から信頼されてないと言っちゃったわけですよ。それが、そこだけつまみ食いされて、規制庁はなっとらんということで読みかえられてしまったという、ちょっと非常に不本意だったんですけども、そんなことがあったということでございます。

○城山委員 よろしいですか。

○飯塚座長 どうぞ。

○城山委員 ある部分で荻野長官のおっしゃったとおりだと思うんですけども、例えば食品安全の規制で言うと、安全委員会と、要するに規制評価と、リスクアセスメントとリスク管理を分けているわけですね。恐らく食品安全委員会であれば、まさにサイエンスでここまで言えますということを整理すればいいですと。けども、この原子力規制庁、規制委員会もそうですし、それから、薬品なんかもそうなんですけれども、要するにリスクマネジメントまでやると言っているわけですよ。そういう意味で言うと、多分、基準をつくるというレベルで、どこまでバランスを考えるかといったら、ある種、一定のバランスは、やっぱりその規制管理機関としては、えいやで決めざるを得ないところがあって、一

定程度の、ある種のやっぱり社会判断は取り込まざるを得ないわけですね。

だけでも、おっしゃるように、確かにそれが、だからといってそこに全部丸投げを社会がしているのかというと別問題で、恐らく、その一定の社会的考慮もした上で規制基準をつくるんだけど、それを踏まえて、本当に使うかどうかというのは別で決める話だよねと、それは内閣だったり、自治体との関係だったりで決めるという、そういう意味で、ちょっと社会的判断を入れるというのも幾つかのレベルがあるんだと思うんですね。我々としてはここまで考えて、そこはさっきのadequateみたいな話と絡んでくると思うんですけども、ここまで考えて判断をしましたと。あとは、そういう意味では、もうそれも踏まえて最終的に社会全体として本当に使うかどうかは別レベルの判断はあり得ますという、何か、多分そこは、何か二重構造になっているんじゃないかなというふうに思いました。

○飯塚座長 どうぞ。

○大屋委員 今のお話は、幾つか非常に、大変興味深いところがあったんですけども、ただ、やっぱり一つは、これ行政全体に言えることなんですけれども、なんで、その四方八方から矢を受けているように思われるかということ、満足した人は、満足していると声を大体上げないからですね。これは行政庁一般にそう。不満な人は可視化されるわけですよ。それは身内褒めになってはいけないんだけど、やっぱり我々は、ちゃんと信頼されていますとか、評価されていますということを検証する仕組み、それはちゃんと見えるものは見ましょうという、それをやらないと、要するにnoisy minorityに鼻先をつかまれて引きずられちゃうだけになるので、それはちょっと工夫としては考える必要があると思います、一つ目です。

二つ目の、座長がおっしゃった、その安全の水準について考え方があるんだというところで、我々は、よくそれは客観的な安全と主観的な安心というふうに区別をします。安全についてはそれなりに、やっぱり科学的なスタンダードがあって、一定のことが言えるんですけども、だから安心ができるかということ、それは、人間は心に手が突っ込めないのが、我々行政はですね。ちょっとその意見はなかなか難しいですよというところはあるわけですね。

ただ、そこで、だから、その安全のレベル確保のことを我々はここまではやっていて、安心については、こういう考え方でやっているが、その安全のほうは我々はプロフェSSIONALだから任せたいと思うけど、安心については、これでいいかどうかというのは政治的に開かれた課題だからみたいな形で、ある種、その守備範囲を明確にするとい

うことも考え得るのかなど。やっぱり、先ほど不満は可視化されるんだと話しましたけれども、不満が起きてくる一つの大きな理由は過大な期待なんですよ。ここが全部やってくれると思っていると、やってくれないと言って怒るんだけど、最初からうちの守備範囲はここですよと言っておけば、そういう人たちは別のところへ行ってくれるというところはあろうかと思います。

三つ目は信頼の話なんですけれども、トラストを確保するために必要な手法って幾つか考えられるんですが、一つ目おっしゃったのは、先ほど来ずっと出ているのは透明性ということですよ。要するに見てわかるということです。これを、今、共時的に割と確保していただいている、亀井先生がおっしゃったのは、通時的に過去のもが見られるということはどうやってやろうかという話だと思います。これは非常に、どちらも重要なんです。他方で、普通の人は見てもわからんですというのは、非常に率直な事実なわけですね。要するに透明性で信頼がつかれるのは自分で情報が評価できる人なんです。例えば、過去の通時的な検証を可能にしましょうと行って、それをしてくれるのはプロと歴史家だけなわけですよ。

じゃあ、普通の人にとっての信頼の根源というのはどこにあるんですかという、普通は、だから、それトラスト、大体みんなに忘れられているんですが、私はアメリカ法理論の専門家なので、英米法の歴史を紐解くと、トラストというのは、信じて託すしかないというところで発達した法制度としての信託のことを意味するんですとなるわけですね。自分ができないから誰かを信じて託すしかない。だけど、ただ託すだけだと簡単に裏切られたので、その信じて託したのが裏切られないということを保証する仕組みって何だろうねというのをつくってきたわけですね。それが典型的に、やはり第三者認証、つまり、この人は託して大丈夫、例えば弁護士だと認められているんだよという形でチェックする方法と、もう一つは事後の責任追及の制度、アカウンタビリティと呼ばれるものでした。

その意味で言うと、もちろん科学的な専門性についてきちんと評価して、されているはずであるというのは言い分としてあると思うんですが、それに加えて、ちゃんと見られている。しかるべき人間が、しかるべきポイントできちんと検証していて、この人たちは迂闊なことをやってないんだよというふうにチェックされているというのが信頼、国民からの信頼確保、つまり一部の専門家とか関心が高い人だけじゃなくて、一般市民から見た場合の信頼を確立する方法としては、本来は中心になってくるものだろうというふうに思います。というのは、何を言っているかという、要するに我々が頑張らないといかんの

だというような話に恐らくなってくるわけなんですけれども、ここ、一応そういう期待、その一部が、すごく期待されている人間たちが、何をどういうふうにやっていくかということを考えるべきなんだろうなというふうに思いましたということです。

以上です。

○飯塚座長 ありがとうございます。

○亀井委員 実は、だからここがすごく難しく、このバランスが難しく、責任をとるといった瞬間に情報を隠すんですよ。これは、実は、そのある種ぶつかり合うところで、ここはトップがelectedではないので、選挙で選ばれた人ではないというところによって、そこは隠しにくい、ある種のインセンティブが働いているし、どちらかというところ、この専門性による正しさの議論というところを前面に出していくという形の議論ができていくからいいんですけれども、それであっても、その責任追及というのがセットになった瞬間に情報を残さなくするというインセンティブが働いてくるので、そこの設計を私たちはこうしていますということを、単に検索が云々だけではなくて、そこを多分示していくことがすごく重要なんだと思います。

これは別方向に動いているインセンティブなので、その別方向に動いているインセンティブを僕たちはどうバランスさせて信頼を確保しようとしているのかということ、実は、規制委員会、規制庁として、私たちはこういう設計を立てていますということを、多分、方針として示すということはすごく重要なことじゃないかなと、これは中期計画、中期目標云々ではなくて、実はこれ、信頼の根源じゃないかなと思いますね。

○飯塚座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかにございますか。

どうぞ。

○亀井委員 ちなみに、今の点について若干補足すると、私は、実は、責任追及をしないようにしちゃったほうが実はいいと思っています。つまり、市民社会そのものが学んでいく、これはelectedでも含めてですけども、学んでいくことをより重視するならば、情報を残すほうが、アーカイブとして残すほうが大事で、それは責任は追及しないから、当面は残すことを重視しようというある種の合意形成を多分図っていったほうがよくて、無理にそこのアカウンタビリティで、だから、この人の首を取るんだとか、この人に責任を追及するんだということをやろうとすると、必ずそれは守りにいってしまうし、どこかの、何か今やっている、5月何日にシュレッダーをかけたとか、かけないとか、そういう下世

話なことを今するつもりはないですけど、あれは極めて自然な対応で、自然な対応というのはよくないですよ。よくないんだけど、それはどっちを優先しているかといったら、責任追及させないほうを優先するガバナンスを私たちはとっていますということ、あれは、まさに国民に宣言しているわけですよ。そういうようなことを明示的に宣言しているわけで、であれば、じゃあ、この組織はどういうふうに宣言するんですかということ、実は組織として常に問われているということなんじゃないかなというふうに思います。

○飯塚座長 いかがですか。

どうぞ。

○城山委員 今の点は、それこそ事故調査なんかをめぐって、常にずっと議論されてきた話で、まさにそれをどうするかということですよ。だから、そこは正面からいくと、多分、その透明性というのも常にある種のジレンマ、トレードオフがあるんだということ認めなきゃいけないわけですが、多分、この文章も含めてそうなんです、日本の多くの文章は、トランスペアレンシーというのは、一応それは、何かいじってはいけない価値であるかのような前提で議論されているんですが、それがあると何が起こっちゃうかということ、トランスペアレンシーと言いながら、実は、本当はトランスペアレンシーじゃないということが起こるわけですよ。こういうプロセスなんかは、会議なんかは、まさにトランスペアレントにせざるを得ない、本当にどうなのかと。

だから、それこそ、その原子力の安全の話で言うと、事業者間の情報共有メカニズムなんか、福島事故の前も一定程度やるとか言いながら、何か、あるときにデータを見たら、電力会社によってインシデントの報告数が一桁も二桁も、一桁以上違うわけで、そう考えると、多分、恐らく全部は出してないだろうということが推測されるみたいなのがあって、そういう意味では、そのトランスペアレンシーというのも含めて、ある種のトレードオフがあるんだよと、そういう中でどういうスタンスを出すんだよというのは、ロジカルに極めて重要な点だと思います。

ただ、その辺は通常、流通しているディスクコースとかなり違うので、それをどう問題提起するかというのは、かなり戦略的に重要なことという気がしますね。

○亀井委員 まさに、だから航空機事故はこれを責任追及ではなくて、私たちは記録を積極的に出させて残すことを重視したわけですよ、責任追及をちょっと棚に上げますと。そうしないと、私たちが過ちを蓄積することができませんというのがあったわけです。

○城山委員 あれも、最後は刑事訴追の余地は残している。ただし、例えば事故調査委員

会には情報を出すときに、事故調査委員会から一応報告書が出て、報告書は、その誰でも使えるけど、その生データは使わないということになっていると聞きました、本当かどうか分かりませんが。

○亀井委員 だから、その設計を私たちはどうするんですかというのは、実はこれは、そのトレードオフを私たちはどうとるかというのは、これは組織としてのまさに意思なので、ここはぜひ示していただく必要があるんじゃないかなと思いますね。

○飯塚座長 医療のほうでもね、医療の死亡事故があった場合の、その事故調査制度ができてき上がって、なかなか、その資料で学習するだけのほうにはいかないような縛りがある中で、少しでも前進しようと思ったけど、一部の人に言わせれば、そんなにうまく全部明らかになって、全部学習できるような形になっているわけじゃないんだと。それこそ航空に学べ的なことをやろうとするんだけど、なかなかできないところがあるわけですよ。

これをどこまで書くかわからないけれども、次の期ならば、こういうスタンスでいきたいよぐらいのことをここに何か、どこかに書いてほしいなという、そういう希望、期待をしてしまうんですね。

○荻野長官 荻野です。

例えば、今、検査制度の改革なんかでやろうとしていることは、要するに、その悪いことを見つけるのではなくて、状態を客観的に見ようということですよ。見ようということで、それは、その日本の風土というか、文脈で言うと、ある、ちょっと革新的、革命的なことで、多分ですね、こういう問題があったら、とことん責任を追及すべきだという文脈がどうしても働いてくるんだけど、多分、その合理的な規制をするためには、そうじゃないんだということを我々は、それを説明をしていかなきゃならないという意味では、具体的な課題にはなり得ると思うんですけども。

ちょっと、その事故調とか医療過誤のケースをパラレルに持ってくるのは、ちょっとその場面が違って、むしろその透明性の話が、結局、情報洪水になってしまうのをどうするかという辺りは、確かに我々も課題としては具体的にやらなきゃならないんだろうなとは思っています。

○亀井委員 いや、あの情報洪水の話は、さっきの、私は検索性を高めるでいいと思うんですよ。いや、むしろ私たちは、どういうふうに関係を取り扱おうとしていて、それは、その市民社会とか私たちのコミュニティの知見を高めることをまず最優先するのであると宣言するか、それとも、責任を明らかにして、どっちかといったら、その罰を優先するん

だということ、どっちをしているんだということをはっきりさせることが実はすごく大事で、どっちかに、ゼロイチはないんですよ。ゼロイチはないんだけれども、51対49であっても51をしっかりと言う。それを言い続けることが実は大事で、そうしないとこれ、まさに文化にならないし、最後に困ったときに、これはどうするんだ、いや、やっぱりこれは出そうというふうに言えるようにしていくという話なんだと思いますので、そこはぜひ明示していただくことこそが、これ、何の文脈でずっと話しているかという信頼の確保の話なので、信頼の確保をさせるためには、そこは両方を目指していますと、それはきれいごとでしょうって、みんな大人はそう言うわけですよ。多分そこがすごく大事なところなんじゃないかなと思いますね。

○更田委員長 ゼロイチではないですし、また、その分野ごととといいますか、分野といいますかね、事業本部によって、その濃淡があります。特に荻野長官が言及したのは検査制度、今、どこへ変えにいこうかとしているという、検査というのは十手持ちが行って、しょっ引いていくんではないんだよと。だから、そこからともに学んで、よりよくするにはどうしましょうと。ですから、その責任追及型というよりは、できるだけ情報の共有を進めて、共通理解をつくって、改善活動に結びつけようという検査制度に持っていこうと。それから、やはり事業者をより大人扱いする。ですから、自らの責任というのを、ここには責任という言葉が別の意味で出ていますけれども、自らの責任で自らの施設をきちんと運用するというを私たちはむしろ尊重しようとする方向なので、検査などは随分、その亀井先生のおっしゃるように、責任よりも、やはり情報の共有というほうに大きく力点を踏み出しつつあります。

一方で、その他の分野は、じゃあ検査ほど、そういったその色彩を強く出しているかという、そういうことはありませんので、全体を一つの言葉で書けるかどうかと、ちょっと自信がありませんけれども、ぜひそういった意味での、どちらへの志向性といいますか、姿勢を持っているのかは工夫をしてみたいと思います。

○城山委員 これ、今の表現で言うと、例えば、2. (1)の二つ目の丸ぐらいで、その事業者による安全性向上評価を適切に確認し、自主的取組を促進させるなんていうのは、そういうニュアンスが入っているんですかね、これ。

○更田委員長 先生のおっしゃったところというのは検査、新しい検査制度のあり方を念頭に、それを表現した文章ですので、そういった意味では、この辺りというのは責任追及というよりは、ともに学んで共通理解に、そして、それから事業者の自主性、それから、

すごく平たい言い方、事業者に失礼な言い方かもしれないけど、私たちは事業者を、より大人扱いしようという方向をにじませたものであります。

○城山委員 だから、そういうものを、個別の話として入っているの、逆に言うと、多少その一般的なインプリケーションが、どこかにそういう表現が入ると、多分そのゼロイチではまさにはないんだけど、そういうところを、ある意味ではきちっと確保して拡大しようとしているんだというニュアンスは伝わるのかなというふうに思います。

○更田委員長 ありがとうございます。

○飯塚座長 似ているところなんだけれども、その相手は、その事業者だけではなくて、住民というか国民がいるわけで、こういう言葉が適切かどうかわからないけど、原子力、以外、ほかにもいっぱいありますけれども、情報にしる、セキュリティにしるですね、それから医療にしる何にしる全部、社会が全体で持っていなければいけないような何か技術的などところがあるわけじゃないですか、社会技術という言葉が僕らはよく使いますけれども。そう考えたときに、その規制庁に任せておいて、その判断が出てきて、それについて、じゃあ文句言っていれば済むんだという社会ではない社会をつくっていく、そこに誘導していくような、そういう何か発信みたいなものやっていく必要もあるのかなというふうには思います。誘導するとか、どう考えていかなきゃいけないか、どうやって、どうして決めたのか、最後はあなたたちが、その善し悪しについて決めるんですよということですよ。そういうふうにしていくようなこと、すぐにはできないかもしれないけれども、考えたいなど。もっと賢い国民にしたいと。こんなこと流れちゃっていいのかな、わからないけど、そんな感じがいたします。そう誘導するような機関であってもほしいなどというふうには思います。

○荻野長官 荻野です。

ちょっと感想を言わせていただくと、ちょっと失礼な言い方になりますけど、そういうお立場と、要するに魂胆の無さみみたいなことを示していくことというのは、非常に難しいとか、そこはちょっと非常に、今、直ちにはちょっとなかなかこう、その誘導というのは目的があるんだろうと思うんですけども。

○飯塚座長 誘導って日本語が、ちょっといかがわしい言葉だったかもしれませんね。魂胆というのは、自分の得になるように、自分の専門性を生かして何か誘導するというときの魂胆であって、これは全体が、この原子力というものをどういうふうに、そういうエネルギー源をどう利用していくかということに関する、よろしいほうに、あ、これは魂胆か、

やっぱり。というか、みんなが合意できる場所に誘導できるような、そういう、その発信の仕方、規制のあり方があるんじゃないかなということなんですけどね。

○更田委員長 かつての規制当局は、その規制当局の役割を超えて、その利用の選択に係るところにも乗り出していったというのが東京電力福島第一原子力発電所事故の非常に大きな反省の一つであって、私たちは、その利用に係る選択、ある技術を使っていくのか、あるいはやめるのかという選択に対して、私たちは踏み出さないと。ですから、ここの線引きというのは明確に。

ただ、今の構造でいえば、原子力規制委員会のほかに八条委員会ではありますけど原子力委員会があって、それから、エネルギー政策や原子力の利用に関しては資源エネルギー庁のほうで、エネルギー基本計画も含めてですけれども議論がなされるはずで。私たちはあまり、その利用に係る選択や判断が明確にされてないから、こっちに余計な矢が飛んできて迷惑だとは言いませんけれども。ですから、その議論を促すということも積極的にやっているわけではありませんけど、ただ、どこかで明示的に姿勢は示しておく必要があるとは思っていて、それは利用に係る選択は利用に係る選択としてなされるべきものであって、本当に規制にとってよりよい環境というのは、その選択が、これ、イチゼロではないにしろ、方向として明確になっている中で規制を行えるほうが、よりマチュアな規制ができるようになるというふうに考えています。

○飯塚座長 どうぞ。

○大屋委員 特定の選択をすることが相手にとってよいことだという理由で干渉する干渉と、それをするとあなたが死んでしまうのでよくないですという干渉は、一応区別はできるわけですよね。つまり、たばこをやめるほうがあなたはいいからやめなさいというのと、今ここで短慮に基づいて自殺をすると、後悔しても取り返しがつかないからやめなさいというのは一応区別される。ただ、区別はできて、どこまでが許容されるかという議論はあるんですけど、やっぱりこれ、どっちもパターナリズムになるよなというのは事実で、許容できないパターナリズムと許容できるパターナリズムの差別、区別ということになる。そういう意味で、やっぱり、その荻野長官もおっしゃったように非常にデリケートな境界線問題ではあるので、その中で原子力規制庁、原子力規制委員会のあり方として「どこまで」を求めていくかというのは、もうちょっと慎重に検討されるほうがいいのかなというふうには思いました。

以上です。

○飯塚座長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。何かおっしゃりたいことがあればどうぞ。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、今日いろいろ議論がありましたけども、こんなことを参考にされて、今後の中期目標の検討に生かしていただければなというふうに思います。

本日の議題はここまでなんですけれども、何かほかに、先生方からございますか。いいですか。

それでは、これで令和元年度第2回の原子力規制委員会政策評価懇談会を終了いたします。

事務局から何か連絡はありますか。

○村山参事官 次回以降の懇談会につきましては、また改めて連絡をさせていただきます。以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。これにて終了します。

ありがとうございました。